

三次市地球温暖化対策 実行計画

- 区域施策編 -



令和3（2021）年 3月

広島県 三次市

目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象とする温室効果ガス	2
4 計画の対象範囲	2
5 計画の期間	2

第2章 計画策定の背景

1 地球温暖化の影響	3
2 地球温暖化対策の動向	5
3 三次市の地域特性	7

第3章 二酸化炭素排出量の現状と削減目標

1 二酸化炭素排出量の推移	9
2 削減目標設定の考え方	11
3 削減目標	11

第4章 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策の方針	12
2 施策体系	14
3 地球温暖化対策	15
4 市民・事業者求められる行動	19

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制	20
2 進行管理	20

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

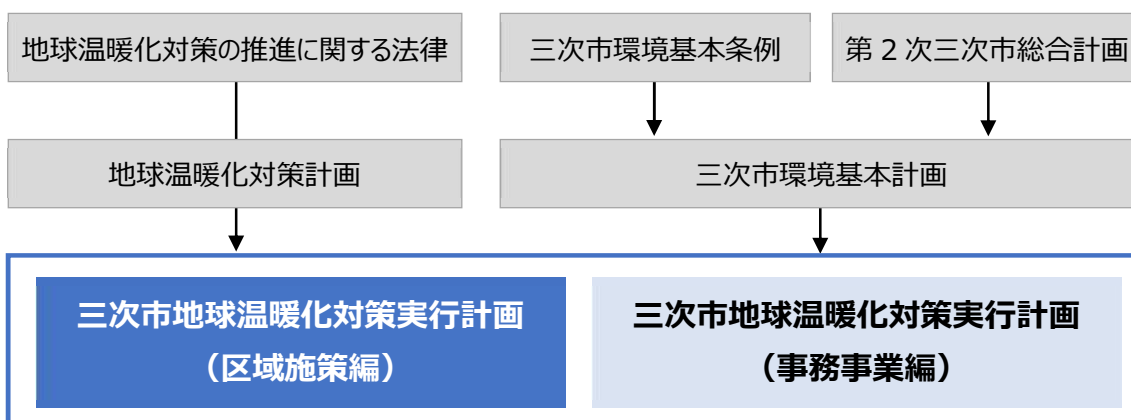
三次市では、市域全体の地球温暖化対策に取り組むため、平成 23（2011）年 3 月に「三次市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。その後、平成 28（2016）年 3 月には「三次市環境基本計画」（以下「前計画」という。）に内包するかたちで見直しを行い、継続して二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量の削減に取り組んできました。

しかし、近年では地球温暖化の影響と考えられる災害等の規模は深刻さを増している状況です。地球温暖化対策に関する国内外の動向を見ても、平成 27（2015）年の「パリ協定」の採択を受けて、国では「地球温暖化対策計画」や「気候変動適応計画」等が策定されたこと、広島県においても「第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画」が策定されたこと等、三次市を取り巻く状況が大きく変わってきています。このことから、三次市においても国内外の動向を踏まえるとともに、市民、事業者、行政等の協働をより促進し、市域のさらなる CO₂ の削減に向けた取組を推進するため、「三次市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

2 計画策定の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項において、中核市以上の地方公共団体に策定が義務づけられている計画であり、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定めるものです。

また、三次市の環境行政の基本的事項を定めた「三次市環境基本条例」や最上位の行政計画である「第 2 次三次市総合計画」、さらには環境行政の基本的な方向性を示す「三次市環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。



▲計画の位置づけ






3 対象とする温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められている7種類の温室効果ガスのうち、日本ではCO₂が全体の9割以上を占めること、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等により市民や事業者の取組によって削減が可能であることから、CO₂のみを対象とします。

4 計画の対象範囲

本計画は、市域全体を対象とし、産業部門、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門ごとにCO₂排出量を把握します。

▼本計画の対象とする部門

部門	対象
産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出 
民生業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出 
民生家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 ※自家用自動車からの排出は運輸部門で計上 
運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出 
廃棄物部門	一般廃棄物の焼却に伴う排出 

5 計画の期間

(1) 計画の期間

本計画の計画期間は、上位計画である「第2次三次市総合計画」及び「三次市環境基本計画」と整合を図り、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

(2) 計画の基準年度と目標年度

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本計画の基準年度を平成25（2013）年度、目標年度を令和12（2030）年度とします。なお、計画の最終年度である令和7（2025）年度については、令和12（2030）年度までの中間点として位置づけます。

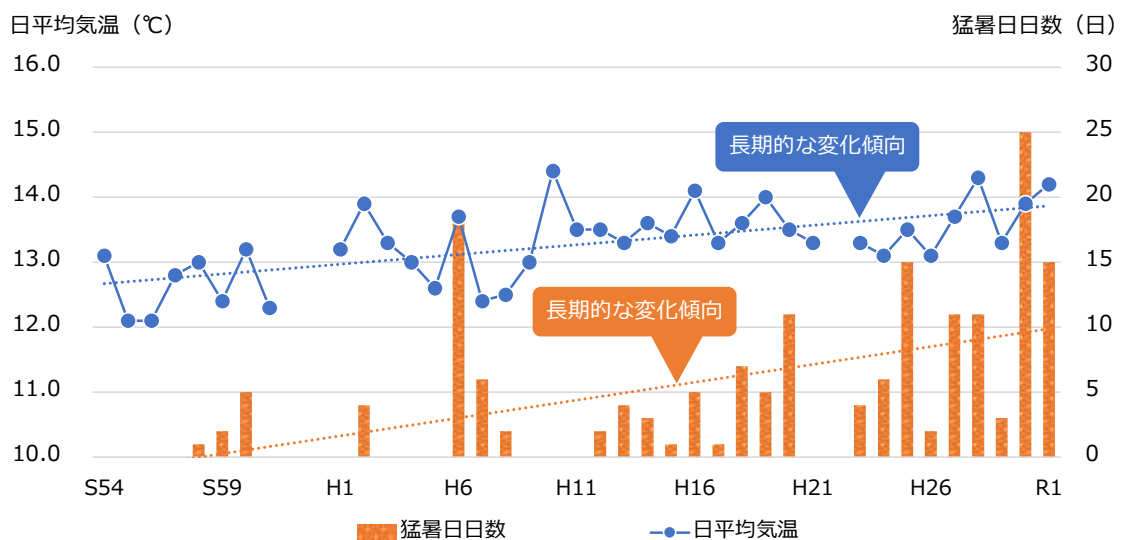
第2章 計画策定の背景

1 地球温暖化の影響

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が平成 30（2018）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、「工業化以降、人間活動は約 1.0℃の地球温暖化をもたらしている」こと、「地球温暖化を 1.5℃に抑制することは不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要である」こと等が報告されました。さらに、平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 1.5℃に抑制するためには、「CO₂ 排出量が令和 12（2030）年までに 45%削減され、令和 32（2050）年頃には正味ゼロに達する必要がある」とされています。

三次地域気象観測所における観測データを見ると、三次市における日平均気温は上昇傾向にあります。日最高気温が高かった上位 10 日は全て平成 30（2018）年または令和 2（2020）年に観測されており、最も高かったのは平成 30（2018）年 7 月 16 日の 37.9℃となっています。また、平均気温の上昇とともに猛暑日（日最高気温が 35℃以上の日）の日数も増加傾向にあり、平成 30（2018）年には 25 日観測されています。

近年では、平均気温の上昇によって局地的な大雨による災害の発生や高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化等、様々なところで気候変動の影響が顕在化しています。

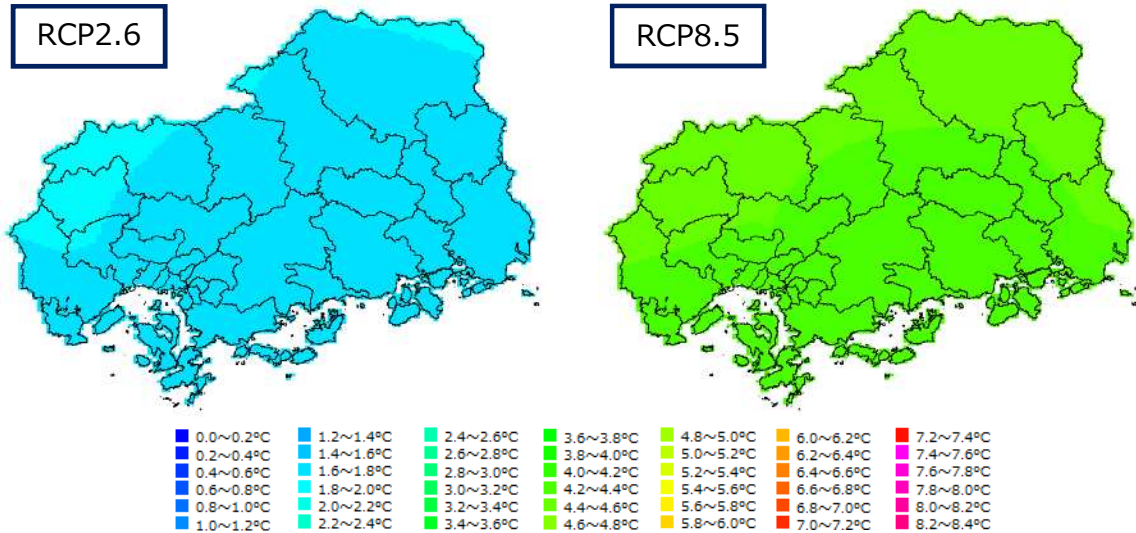


[注] 昭和 62（1987）年、昭和 63（1988）年、平成 22（2010）年はデータの信頼性に欠けるため除外。

▲三次市における日平均気温・猛暑日日数の推移（出典：気象庁）



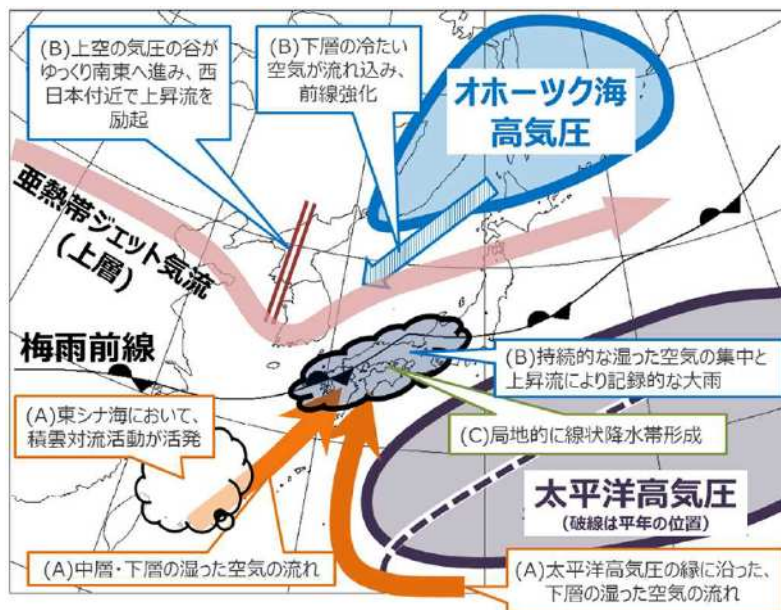
将来の年平均気温は、RCP8.5（今後も温室効果ガス排出が継続して増加した場合）では4.0℃前後上昇する予測となっています（下右図）。なお、RCP2.6（今後すぐに強力な温室効果ガス排出抑制が行われた場合）でも気温の上昇は避けられない状況となっています（下左図）。



▲令和 63（2081）～令和 82（2100）年の年平均気温の将来予測
（出典：気候変動適応情報プラットフォーム）

■「平成30年7月豪雨」での気象要因■

「平成 30 年 7 月豪雨」では、東シナ海付近及び日本の南海上から多量の水蒸気を含む気流が持続し、これらが西日本付近で合流し続けたことで、極めて多量の水蒸気が西日本付近に停滞した梅雨前線に流れ込み続けました。この記録的な大雨には、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の寄与もあった可能性があると指摘されています。



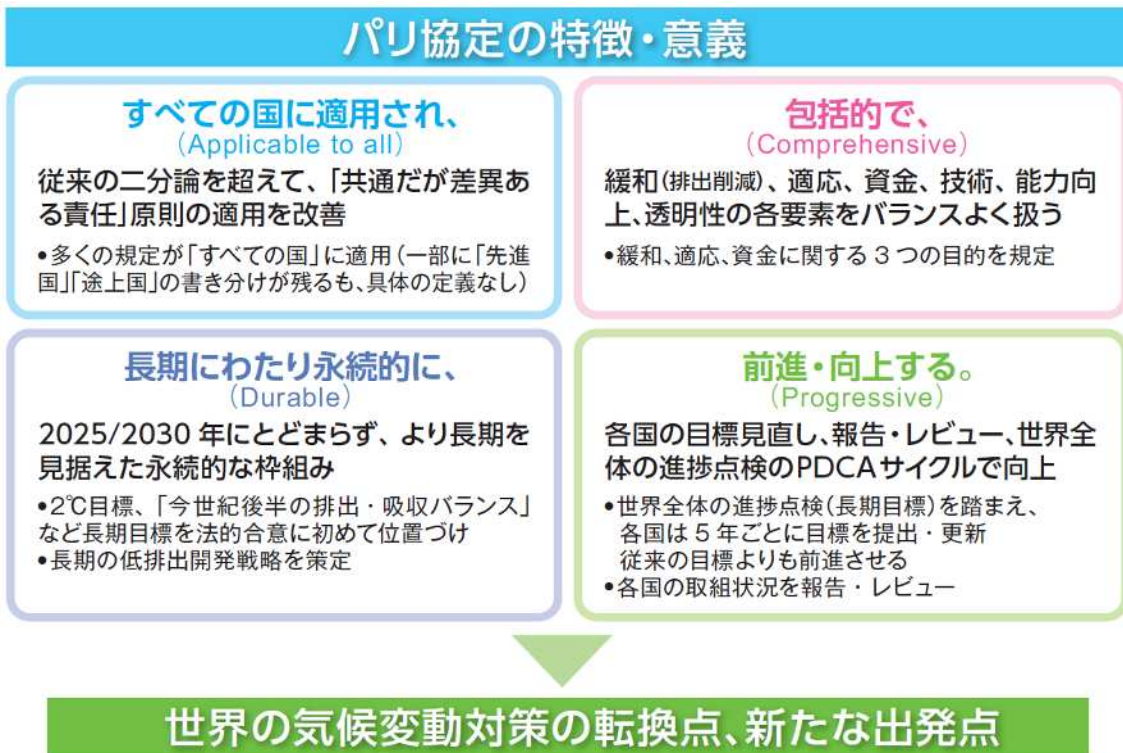
▲「平成 30 年 7 月豪雨」での気象要因（出典：気候変動監視レポート 2018）

2 地球温暖化対策の動向

(1) 国際的な動向

平成 27 (2015) 年 11 月末から 12 月にかけてフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」で、令和 2 (2020) 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、先進国や途上国の区別なく、気候変動枠組条約に加盟する全ての国・地域が参加する公平かつ実効的な枠組みであり、発効要件を満たしたことで、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効 (日本は同年 11 月 8 日に批准) しています。

「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることが掲げられました。



▲パリ協定の特徴・意義 (出典: STOP THE 温暖化 2017)

(2) 国内の動向

国では、COP21 において「パリ協定」が採択されたことを受け、国内での地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が策定されました。「地球温暖化対策計画」では、「令和 12 (2030) 年度において平成 25

(2013)年度比で26.0%減の水準にする」とした新たな削減目標に加えて、目標達成のために国や地方公共団体、事業者、国民等の各主体が講ずべき施策が示されました。なお、令和2(2020)年9月には、環境省と経済産業省の合同ワーキンググループが発足し、「地球温暖化対策計画」の見直しの検討が始まっています。

また、令和2(2020)年10月26日には、菅総理大臣が所信表明演説の中で令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言されました。

■ 菅総理大臣の所信表明演説（抜粋） ■

<グリーン社会の実現>

菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。

我が国は、**2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを、ここに宣言**いたします。もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。（中略）

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

平成30(2018)年6月には「気候変動適応法」が公布(平成30(2018)年12月1日施行)されたことを受け、同年11月には新たな「気候変動適応計画」が策定されています。「気候変動適応法」では、地方公共団体に対して、区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた適応策を推進するよう求められています。

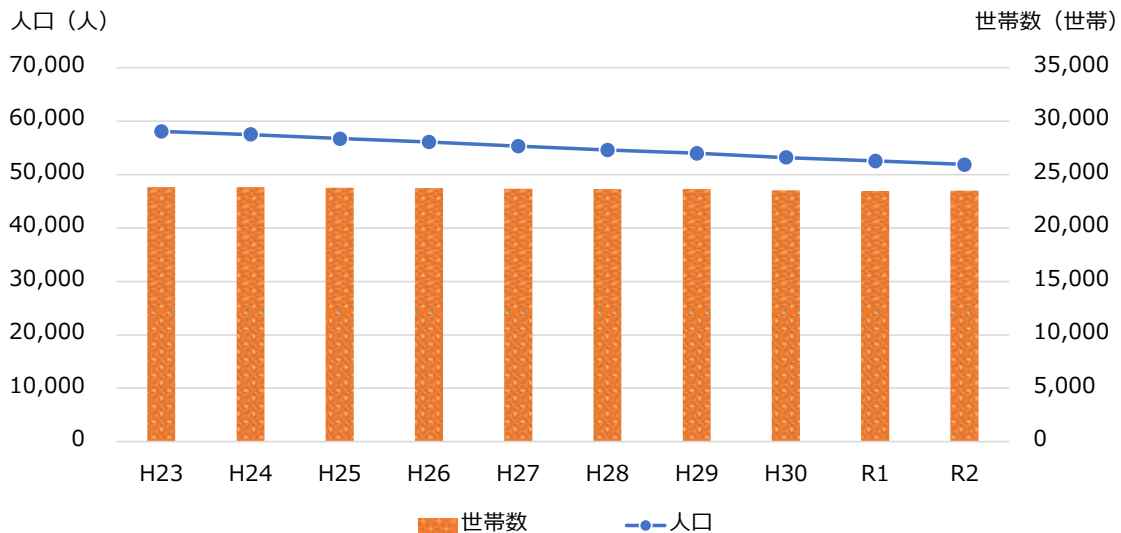


▲緩和策と適応策（出典：STOP THE 温暖化 2015）

3 三次市の地域特性

(1) 人口・世帯数

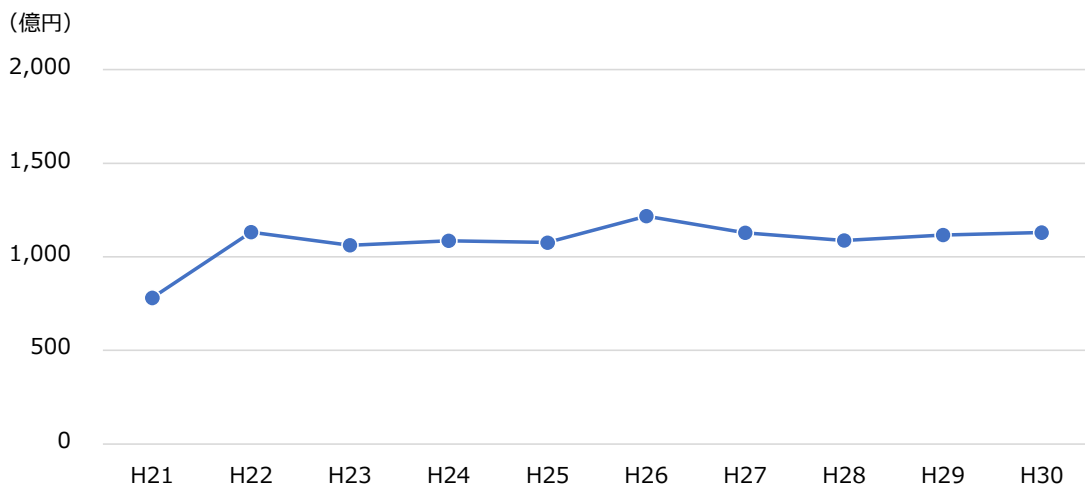
人口、世帯数ともに減少傾向にあり、令和 2（2020）年には 51,880 人、23,478 世帯となっています。世帯数の減少率に比べて人口の減少率の方が大きいため、世帯当たりの人口も減少傾向にあり、令和 2（2020）年には 2.21 人となっています。



▲人口・世帯数の推移（各年 1 月 1 日現在）（出典：住民基本台帳）

(2) 産業

製造品出荷額等は、平成 21（2009）年はリーマンショックの影響があったものの、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成 30（2018）年には 1,130 億円となっています。内訳としては、電子部品・デバイス・電子回路製造業が最も多く、全体の約 1/4 を占めています。

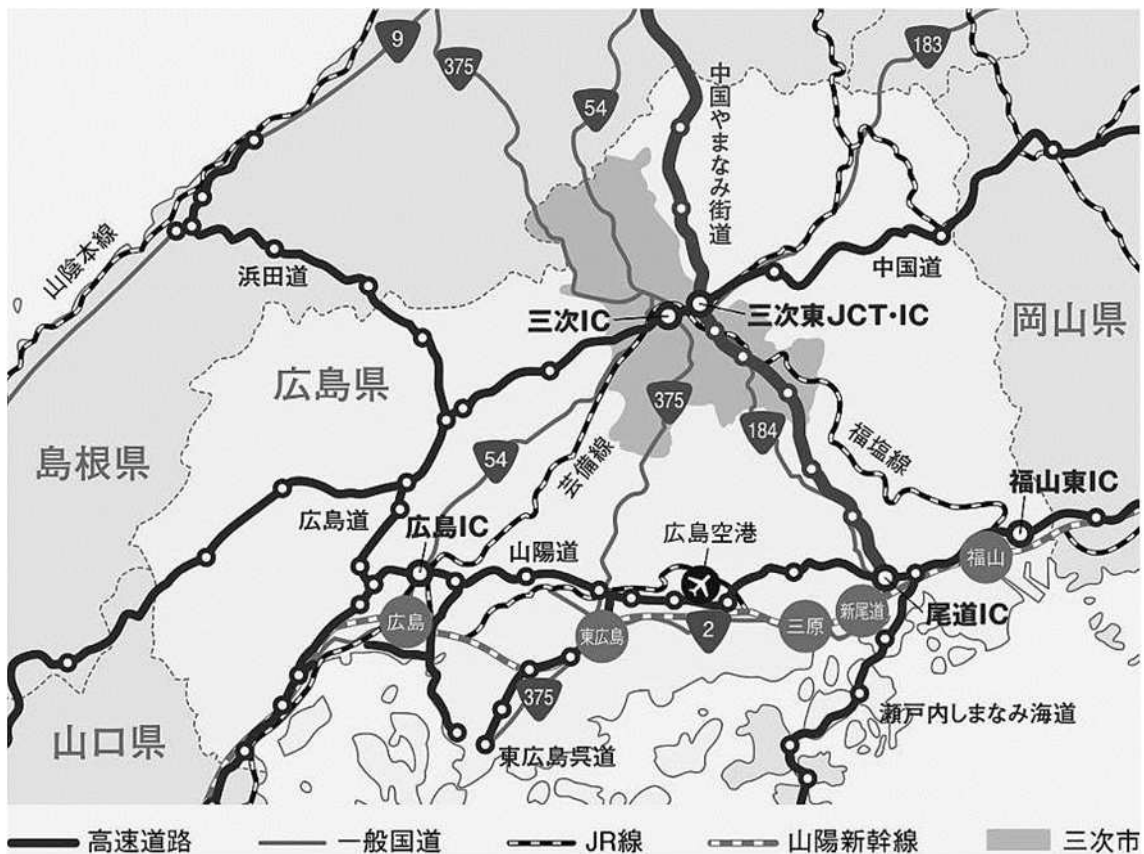


▲製造品出荷額等の推移（出典：工業統計）

(3) 交通

平成 26 (2014) 年度には、中国横断自動車道尾道松江線 (中国やまなみ街道) が全線開通したことで、中国縦貫自動車道 (中国道) と合わせて 2 本の高速道路がクロスすることになり、広島空港へのアクセスも格段に向上するなど、拠点性や利便性がさらに高まっています。特に、商工業分野では、平成 28 (2016) 年 9 月には三次工業団地が完売するなど企業誘致が進みました。

公共交通については、2 つの JR 線 (芸備線、福塩線) の結節点となっていますが、運行本数及び利用者ともに少ない状況にあります。市内のバスについても、民間バス、市民バス、デマンド型タクシー等、様々な形式で運行されていますが、利用者が少ない状況にあります。



▲主要道路網図

第3章 二酸化炭素排出量の現状と削減目標

1 二酸化炭素排出量の推移

市域の CO₂ 排出量は、前計画の基準年度である平成 24（2012）年度の 844 千 t-CO₂ から減少傾向にあり、平成 29（2017）年度には 724 千 t-CO₂（平成 24（2012）年度比で 14.3%減少）となっています。

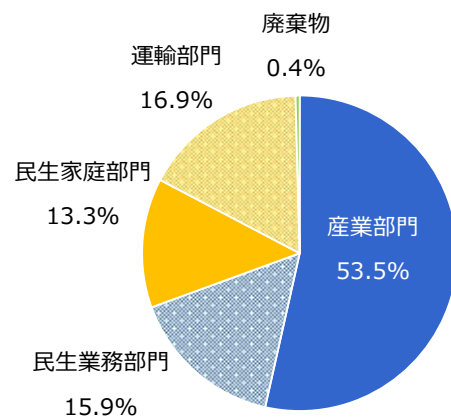
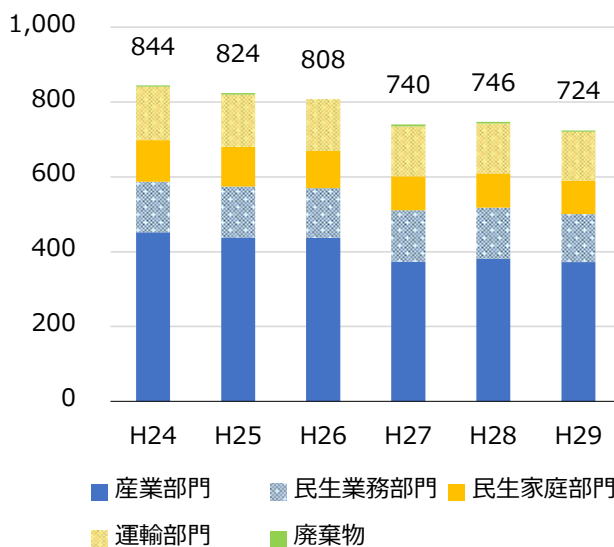
平成 29（2017）年度の部門別の排出構成を見ると、産業部門が 53.5%と市域の CO₂ 排出量の半分以上を占めており、次いで運輸部門が 16.9%，民生業務部門が 15.9%，民生家庭部門が 13.3%，廃棄物が 0.4%となっています。

(千 t-CO₂)

年度	産業部門	民生業務部門	民生家庭部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
2012	452	134	112	143	4	844
2013	438	136	106	140	4	824
2014	437	133	99	139	0	808
2015	372	139	90	135	4	740
2016	381	137	91	133	4	746
2017	372	128	89	131	3	724

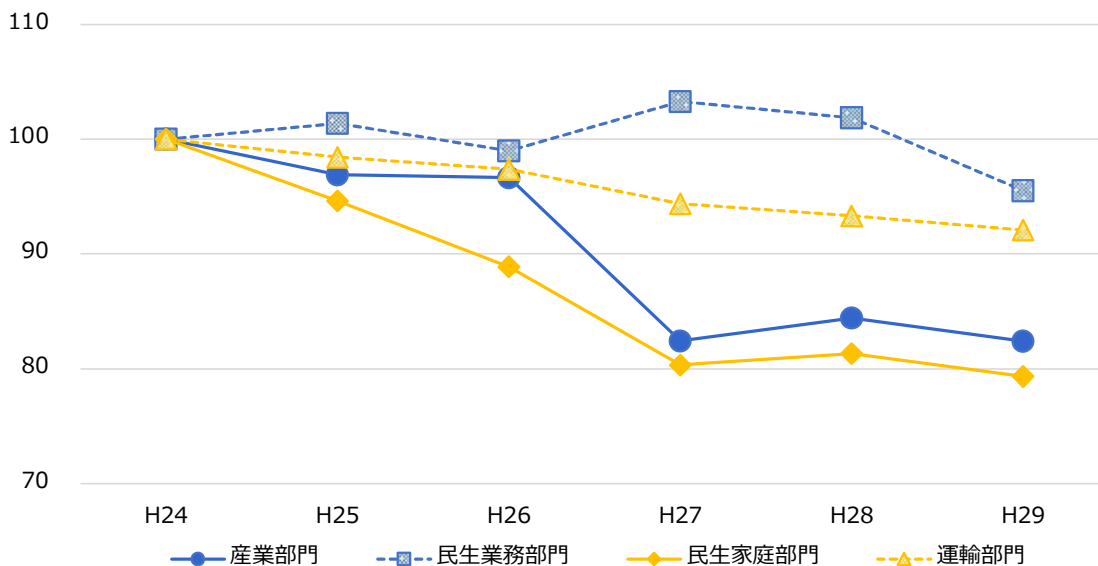
※部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省，令和 2（2020）年 3 月公表）による。

(千t-CO₂)



▲CO₂ 排出量の推移と平成 29（2017）年度の部門別排出構成

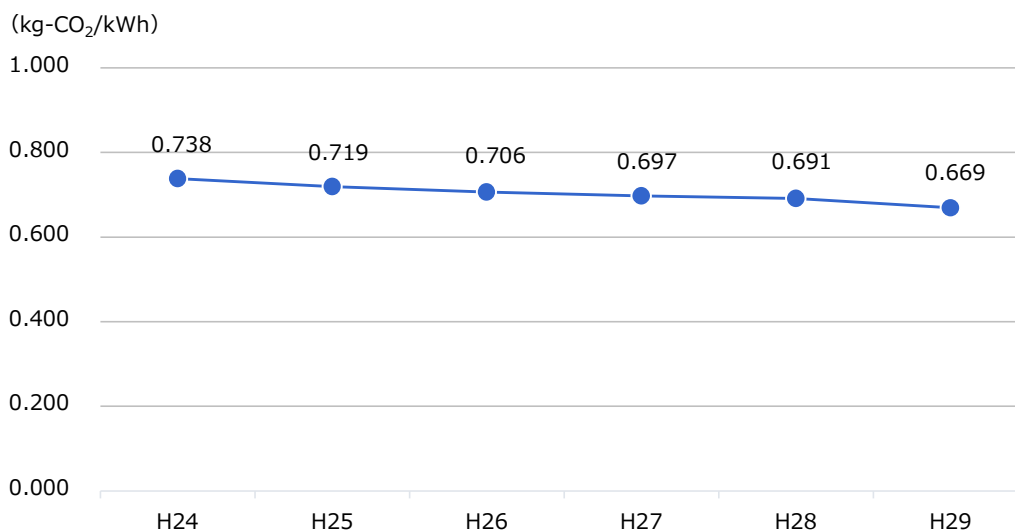
市域全体のCO₂排出量の99%以上を占める主要4部門（産業部門、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門）の増減状況を見ると、平成29（2017）年度には全ての部門において平成24（2012）年度比で減少しています。減少の要因としては、各部門における省エネが進んでいることに加えて、電気の排出係数が低減していることも影響しているものと考えられます。



▲平成24（2012）年度を100としたときの部門別増減状況

■ 電気の排出係数 ■

電気の排出係数は、電力事業者が一定の電気を作り出す際に排出したCO₂の量を表す指標です。火力発電は化石燃料を燃やして発電するため、火力発電の割合が高くなると排出係数の値は大きくなります。



▲電気の排出係数（中国電力）

2 削減目標設定の考え方

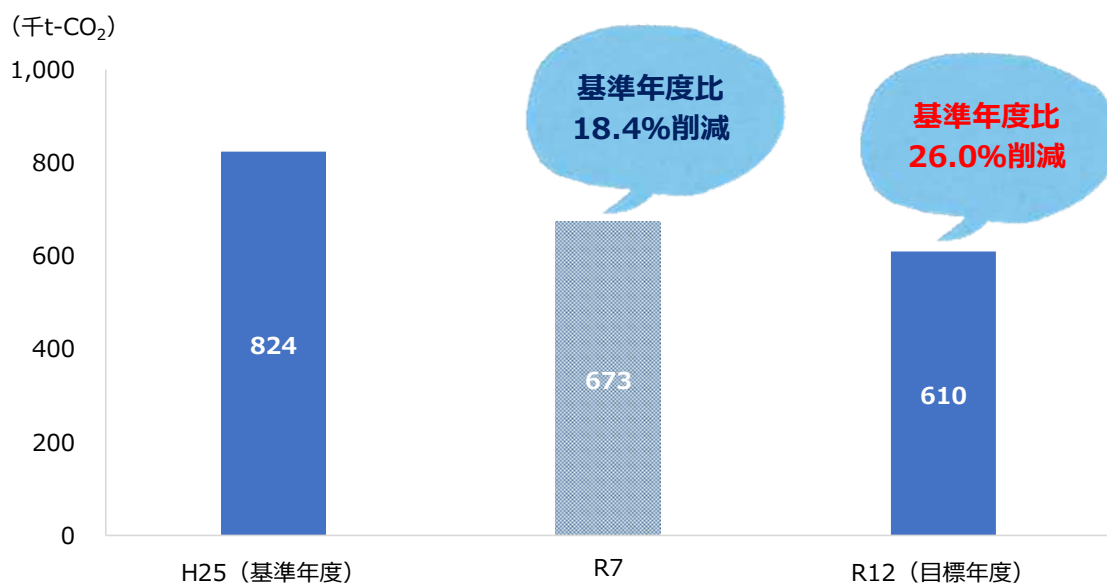
平成 29（2017）年度の市域の CO₂ 排出量は、市民や事業者の省エネに関する取組が進んだことなどによって平成 24（2012）年度比で 14.3%の削減となっており、前計画の目標を達成しています。今回、前計画の計画期間の終了に伴い、さらなる CO₂ 排出量の削減に取り組んでいくため、近年の国内の動向を踏まえた新たな削減目標を設定します。

国の「地球温暖化対策計画」では、「令和 12（2030）年度において平成 25（2013）年度比で 26.0%削減」とする目標を設定しており、令和 2（2020）年 3 月に国連気候変動枠組条約事務局へ提出された日本の NDC（国が決定する貢献）では、削減目標は据え置きになっています。令和 2（2020）年 9 月から「地球温暖化対策計画」の見直しが始まりましたが、本計画策定時点では新たな削減目標や具体的な取組項目が示されていないため、本計画における削減目標の設定にあたっては、現行の「地球温暖化対策計画」の削減目標と整合を図るものとして設定します。

3 削減目標

三次市における令和 12（2030）年度の CO₂ 排出量の削減目標を以下の通り設定します。なお、令和 7（2025）年度については、令和 12（2030）年度までの中間点として、平成 25（2013）年度比で 18.4%程度の削減をめざします。

三次市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標
令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%削減をめざします。



▲令和 7（2025）年度及び令和 12（2030）年度の削減目標

第4章 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策の方針

(1) 地域循環共生圏の構築

平成30（2018）年4月に策定された「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。「地域循環共生圏」とは、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて、他地域と資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方で

三次市においても、人や自然といった地域資源を活用して、地域全体での地球温暖化対策を推進することで、環境保全のみならず経済や社会等の地域が抱える課題の同時解決につなげていきます。



▲地域循環共生圏（出典：環境・循環型社会・生物多様性白書）

(2) オール三次で取り組む地球温暖化対策

地球温暖化対策は、日常生活や事業活動と直結しているものが多いため、市民、事業者、市民団体及び行政等のあらゆる主体の自主的かつ連携、協働の取組が不可欠となります。そのため、地域における様々な主体間のパートナーシップを構築し、オール三次で地球温暖化対策に取り組んでいきます。



■ 持続可能な開発目標（SDGs） ■

平成 27（2015）年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」を中核にした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

「SDGs」は、平成 13（2001）年に開発途上国を中心とした目標として定められたミレニアム開発目標（MDGs）の後継となるものであり、先進国を含めた世界全体で誰一人取り残さない持続可能な社会の実現をめざし、環境、経済、社会を巡る広範な課題に統合的に取り組むための目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



▲SDGs の 17 の目標（出典：国際連合広報センター）

■ 本計画と SDGs の関係

「SDGs」は、環境、経済、社会の統合的向上をめざすものであり、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットにつながる特徴を持っています。

三次市においても、本計画に基づいて地球温暖化対策を推進することにより、CO₂ 排出量の削減目標の達成をめざすとともに、SDGs の実現にも貢献することになります。



▲本計画が関係する主な SDGs の目標

2 施策体系

自然と共生し、地域の歴史・文化資源を守り、安全で快適に暮らせる持続可能なまち 三次市

基本施策1 省エネルギーの推進

- ① 市民・事業者の省エネルギーの推進
- ② 住宅・建築物の低炭素化
- ③ 屋外照明の省エネルギー化
- ④ エコドライブの推進
- ⑤ 次世代自動車の普及促進
- ⑥ 地産地消の推進

基本施策2 再生可能エネルギーの 導入促進

- ① 再生可能エネルギーの導入促進
- ② 太陽エネルギーの利用拡大
- ③ バイオマスエネルギーの利用拡大
- ④ 新たなエネルギーの利活用
- ⑤ 水素エネルギーの利活用

基本施策3 循環型社会の形成

- ① ごみの発生抑制，資源化の推進

基本施策4 低炭素地域づくりの推進

- ① 公共交通の利用促進
- ② グリーン物流の推進
- ③ 緑化の推進
- ④ 森林の保全・活用
- ⑤ フロン類対策の推進
- ⑥ 雨水の利用促進

基本施策5 環境教育・学習の推進

- ① 環境教育・環境学習の推進
- ② パートナーシップの構築

基本施策6 気候変動影響への適応

- ① 適応策に関する普及啓発
- ② 適応策の推進

3 地球温暖化対策

(1) 省エネルギーの推進

国民運動として展開されている「COOL CHOICE」(クールチョイス)の推進等により、低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すとともに、日々の暮らしや事業活動等のあらゆる場面で徹底的な省エネルギー化に取り組んでいます。



施策	取組例
①市民・事業者の省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ クールチョイスの推進 ■ 事業活動における環境配慮行動の促進 ■ 働き方による省エネルギーの推進
②住宅・建築物の低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネルギー設備・機器の導入促進 ■ 住宅・建築物の省エネルギー化の推進 ■ 公共施設の省エネルギー化の推進 ■ HEMS・BEMSの導入促進 ■ ZEH・ZEBの普及
③屋外照明の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外照明のLED化の推進 ■ ライトダウンキャンペーン等による普及啓発
④エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ エコドライブの普及啓発 ■ 公用車利用時のエコドライブの実践
⑤次世代自動車の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代自動車の普及促進 ■ 公用車への次世代自動車の導入 ■ 次世代自動車の利用環境整備
⑥地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地産地消の普及啓発 ■ 地元産農産物の利用促進

■ COOL CHOICE (クールチョイス) ■

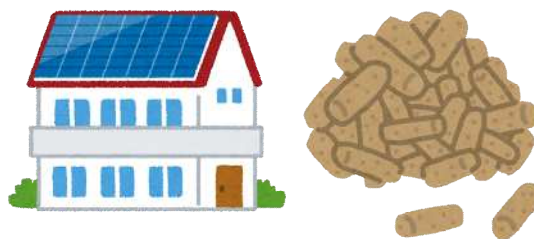
「COOL CHOICE」(クールチョイス)とは、国が掲げた目標の達成に向けて、環境省を中心として展開されている国民運動です。省エネ・低炭素な製品・サービス・ライフスタイルを賢く(COOL)選択(CHOICE)し、行動することによりCO₂削減をめざす取組で、様々なキャンペーンが展開されています。



未来のために、いま選ぼう。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、地中熱等の未利用エネルギーや水素エネルギーについても、今後の利活用に向けて普及啓発を進めていきます。



施策	取組例
①再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた情報発信 ■ 再生可能エネルギー由来の電力の利用促進 ■ 事業者における再生可能エネルギーの導入拡大
②太陽エネルギーの利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電システム、太陽熱利用システムの導入促進 ■ 公共施設における太陽エネルギーの利用拡大
③バイオマスエネルギーの利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木質バイオマスの利用拡大
④新たなエネルギーの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たなエネルギーの利活用に向けた検討
⑤水素エネルギーの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素エネルギーの普及啓発

(3) 循環型社会の形成

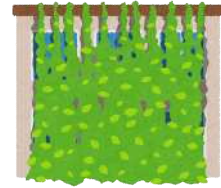
3R に関する一層の普及啓発により市民や事業者の意識の向上を図ることで、ごみの減量化に取り組んでいきます。さらに、近年世界的にも問題となっている食品ロスについても、地球温暖化対策の観点から削減に向けて取り組んでいきます。



施策	取組例
①ごみの発生抑制，資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3R 運動の推進 ■ ごみの分別，リサイクルの推進 ■ 生ごみ減量化の推進 ■ 購入時におけるごみ減量化の推進 ■ 環境配慮型製品の購入・使用促進 ■ 食品ロス削減に向けた普及啓発

(4) 低炭素地域づくりの推進

日々の暮らしや事業活動に欠かせない交通や物流分野の低炭素化，緑化の推進，森林の保全・活用等により，低炭素な地域づくりを進めていきます。



施策	取組例
①公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■公共交通の利用促進 ■自転車の利用促進
②グリーン物流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■輸配送の低炭素化の推進 ■宅配便再配達削減
③緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■緑のカーテンの推進 ■緑のまちづくりの推進 ■公共施設における緑の創出
④森林の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ■森林整備の推進 ■木材の利用促進
⑤フロン類対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■フロン類対策の普及啓発 ■フロン類を使用した機器の適正管理の推進
⑥雨水の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■雨水の利用促進 ■雨水浸透設備の設置促進

(5) 環境教育・学習の推進

自ら主体的に考え，行動できる人を育てるため環境教育・環境学習を一層推進するとともに，各主体間のパートナーシップの構築を通じて，オール三次で地球温暖化対策に取り組んでいく地盤づくりを進めていきます。



施策	取組例
①環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■環境教育・環境学習の実施 ■人材の育成・活用 ■情報発信のあり方の検討
②パートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> ■活動の支援 ■パートナーシップの構築

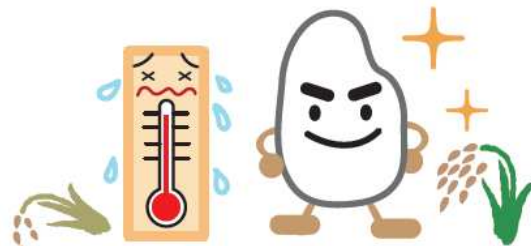
(6) 気候変動影響への適応

広島県や関係機関と連携して、三次市における気候変動影響に関する情報を収集、整理するとともに、地域の実情に応じた適応策について検討し、市民や事業者への普及啓発を進めていきます。



施策	取組例
①適応策に関する普及啓発	■ 気候変動の影響や適応策に関する情報発信
②適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 熱中症対策の実施 ■ 豪雨対策の実施 ■ 感染症対策の実施 ■ 自立分散型エネルギーシステムの導入

■ 様々な適応策 ■



高温に強い品種に変える。作付け時期を調整する。



天気予報や防災アプリ等の確認



洪水被害予測地図(ハザードマップ)等の確認





こまめに水分補給したり、エアコンを適切に使い熱中症予防をする。



蚊の育つ水たまりなどを作らない。

▲ 様々な適応策 (出典: 気候変動適応情報プラットフォーム)

4 市民・事業者求められる行動

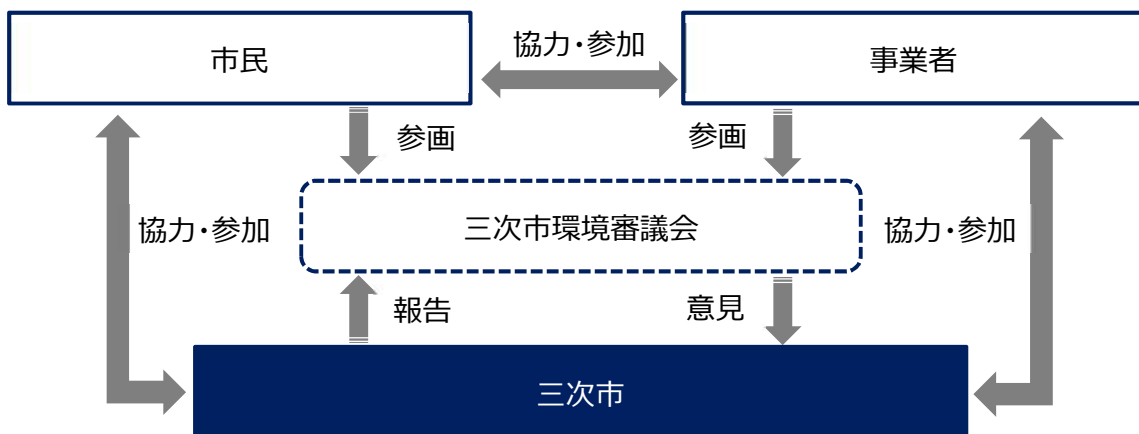
施策	市民 	事業者 
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「COOL CHOICE」の取組に賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。 ■住宅の窓や壁面の断熱性の向上、自然の風や光を活用した通風・採光等による建物の省エネ性を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「COOL CHOICE」の取組に賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。 ■サテライトオフィスの活用や在宅勤務等の就業環境を整備し、通勤に伴う CO₂ 削減に努めます。
再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ■自然が生み出すエネルギーは環境にやさしいことを理解し、再生可能エネルギーを生活に取り入れます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■電力の購入先を選ぶ際には、主に再生可能エネルギーから創出された電力を利用するよう努めます。
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ■生ごみの水切り等によるごみの減量化に努めます。 ■食材は必要な量を購入し、食べ残しや賞味期限切れの防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■店舗での資源回収を実施し、資源の有効活用とごみの減量に努めます。 ■加工品の製造や販売段階における食品廃棄物の削減に努めます。
低炭素地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■カーシェアリングを活用し、必要な際に必要な分だけ自動車を利用します。 ■住宅の敷地内における緑のカーテンの設置等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■貨物の共同輸配送等による低炭素な物流に努めます。 ■接道部や角地における樹木等の緑の保全と創出に努めます。
環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「みよし なるほど！ 出前講座」や「みよしいきいきふれあいフェスタ」に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■三次市が発信する環境情報を収集し、環境にやさしい取組を実践します。
気候変動影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ■熱中症の予防や異常気象に関する情報の活用等、気候変動に賢く適応するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■オフィスビルや店舗等を新築・改築する際には、地球温暖化やそれに伴う災害等へ対応できるようにします。

ここに示したのは、市民や事業者の皆さんが取り組める行動の一例です。これを参考に、日々の暮らしや事業活動の中でできる取組を考え、実践しましょう。皆さんの日々の取組が CO₂ 排出量の削減目標の達成、持続可能なまちの実現につながります。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

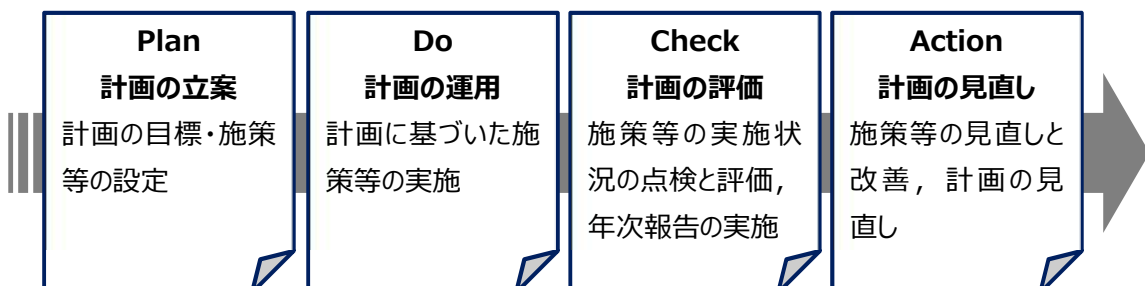
本計画は、「三次市環境基本計画」やその他の関連計画と密接に関連することから、上位計画である「三次市環境基本計画」の推進体制と同様、三次市環境審議会において進捗状況の点検を行い、地球温暖化対策の推進を図ります。



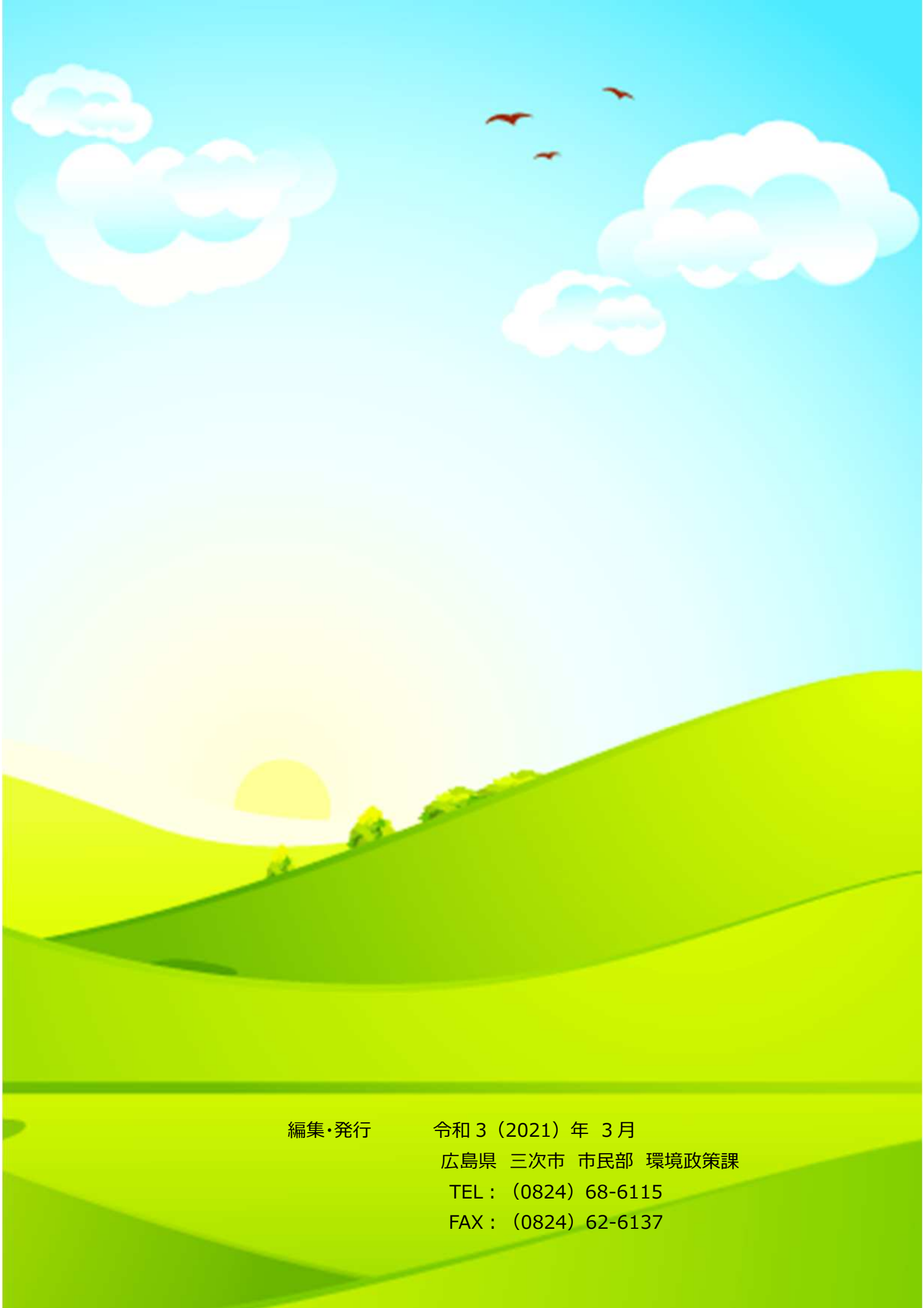
2 進行管理

CO₂排出量の削減目標の達成状況を把握するため、三次市のCO₂排出状況について環境省が公表する部門別のCO₂排出量を基に毎年度調査するとともに、達成状況を評価し、市のホームページや広報等を活用して公表します。

CO₂排出量の削減目標の達成状況については、「三次市環境基本計画」と同様、PDCAサイクルによる評価を行い、対策・施策の見直しや追加等を適宜行います。



なお、本計画は、CO₂排出状況や温暖化対策・施策の実施状況及び目標の達成状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



編集・発行

令和3(2021)年3月

広島県 三次市 市民部 環境政策課

TEL : (0824) 68-6115

FAX : (0824) 62-6137